

## マイナンバーカード窓口業務を一時縮小します

問 市民課 住民係 (Tel88-9737)



法律の改正に伴う全国統一のシステム改修作業により、5月1日(月)、2日(火)はマイナンバーカードの窓口業務を縮小します。  
 ※マイナンバーカードの手続きが完了できなかった場合は、再来庁いただくか、カードをお預かりし郵送での対応となります。

### 実施できない業務

- マイナンバーカードの券面事項更新(※氏名やみやま市内で住所に変更があった人)
- マイナンバーカードの暗証番号初期化(※暗証番号がわからない、暗証番号を間違えてロックがかかった人)
- 電子証明書の発行、失効および更新

### 制約をうける業務

- マイナンバーカードの交付
- マイナンバーカードの継続利用(転入手続き)
- マイナンバーカードの有効期間変更および特例期間延長 (外国人のみ)
- マイナンバーカードの一時停止解除



## 可燃性のものが含まれる粗大ごみの回収を受け付けます

問 環境衛生課 環境衛生係 (Tel64-1521)、市清掃センター (Tel63-8422)

4月1日から、金属類などの不燃性のものだけでなく、木やプラスチックなどの可燃性のものが含まれる粗大ごみも、下記の方法により市清掃センターで回収を受け付けます。**事前に市清掃センターへの申し込みが必要です。**  
 ※燃やすごみ袋に入るものは、週1回の収集または有明ひまわりセンターへの持ち込みをお願いします。

回収方法	回収日時	申し込み期限	備考
戸別回収	火曜または水曜 ※申し込み時に収集日をお伝えします	回収日の前日	水曜日以降の申し込みは、翌週以降回収します。粗大ごみシールを1個につき1枚(400円)貼り付けてください。
直接持ち込み	木曜(祝日可) 午前9時～正午、午後1時～4時	持ち込み前の火曜	【料金】10kg毎に200円

## 市役所の行政組織および事務の一部が変わります(4月1日より)

問 総務課 人事係 (Tel88-8809)

	部署	変更内容
変更前	企画振興課-企画係、地方創生係、情報化推進係	部署の新設
変更後	企画振興課-企画係、地方創生係、情報化推進係、 <b>ワンヘルス総合推進室</b>	

## 愛犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

問 環境衛生課 環境衛生係 (Tel64-1521)



犬の飼い主は狂犬病予防法で、飼い犬の登録と鑑札の装着、年に1度の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。登録に変更がある場合は、必ず連絡ください。

■手数料  
 【すでに登録している犬】1頭につき3150円  
 【登録が済んでいない犬】1頭につき6150円  
 ※登録済みの犬の飼い主には、市から案内文書を送付しています。接種の際は忘れずに文書を持参ください。

### ■注意事項

- ①注射のときに愛犬が動かないように押さえられる人が連れてきてください。
- ※首輪をし、かみ癖がある場合は、口輪を付けてきてください。
- ②当日の体調により注射ができない場合もあります。
- ③リードを短く持って、けんかをさせないように気をつけてください。
- ④注射会場でフンをした場合は、飼い主が責任をもって処理してください。

■動物病院でも予防注射ができます  
 動物病院で予防注射をする際は、病院へ事前予約をお願いします。**接種後は、病院で交付される証明書を環境衛生課に持参し、注射済票の交付を受けてください。**(交付手数料11550円)。

### 狂犬病集団注射の日程

場所	日時
高田支所西側駐車場	4月18日(火)午前9時30分～11時
	4月27日(木)午前10時30分～11時
総合市民センター	4月19日(水)午前9時30分～11時30分
	4月27日(木)午後2時50分～3時50分
山川市民センター	4月19日(水)午後1時30分～3時
	4月27日(木)午後1時40分～2時20分

※どの会場でも接種できます(雨天決行)。

## 学生は国民年金の納付が猶予される場合があります

問 大牟田年金事務所 (Tel52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (64-1529)

20歳になると、保険料の納付が義務付けられます。学生は、本人の所得が一定以下であれば納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

■対象  
 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在籍する学生  
 ※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

■手続き場所  
 ▼健康づくり課国保年金係 ▼山川・高田各支所市民サービス係 ▼大牟田年金事務所

■持ってくるもの  
 ▼在学証明書(原本)または学生証 ▼年金手帳または基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード  
 ※代理の人が申請する場合は、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)をお持ちください。別世帯の場合は委任状をお持ちください。

### 制度を利用すると

- ▼病気やけがで障がいが残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができ(要件があります)
- ▼老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます(追納しないと受給額には反映しません)
- ▼承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降から加算額が上乘せされます)

学生納付特例は毎年申請が必要です  
 令和4年度に承認を受け、令和5年度も在学予定の人には日本年金機構から申請はがきが送付されます。必要事項を記載して投函ください。

## 市民協働まちづくり事業を募集します



問 企画振興課 企画係 (Tel64-1504)

市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくりに自主的かつ主体的に取り組む団体へ、事業費の一部を補助します。

■補助対象団体  
次の要件を全て満たす団体が市内在住または在勤、在学

- ① 5人以上で構成され、過半数が市内在住または在勤、在学
- ② 団体の組織・運営を定めた規約、会則などがある
- ③ 活動拠点が市内にあり、市内で主な活動を行っている

■補助対象事業  
地域の活性化や課題解決を目的に、新規または既存の活動を拡充するもので、自発的な参加によって行われる公益性のある事業。

■補助金額  
対象経費の5分の4以内(上限30万円)

■申請期限 5月18日(木)

※詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。

## 出会い・結婚サポート事業を募集します



問 企画振興課 企画係 (Tel64-1504)

結婚を希望する男女の出会いの創出やスキルアップなどが期待されるイベントなどに対し、事業費の一部を補助します。

■対象事業  
異性とのコミュニケーション能力の向上や、男女の出会いの場の創出、結婚へのきっかけづくりなどを支援する事業

■事業条件

- ① 参加者は20歳以上の独身男女
- ② 参加者の総数は10人以上で、半数以上が市内在住または在勤者
- ③ 参加料が適正な額である
- ④ 市内で事業を実施する
- ⑤ 令和6年3月31日までに事業を完了する
- ⑥ 感染予防対策を行う

■対象団体  
市内に活動の拠点、事務所、店舗などを有する団体

■補助金額など  
経費から参加料などを差し引いた額で上限10万円

※詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。

## コミュニティ助成事業のお知らせ

問 企画振興課 企画係 (Tel64-1504)

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、行政区、自治会などの地域に密着した団体に対し助成を行っています。

■助成内容

- ① コミュニティセンター助成事業  
公民館などの建設に要する事業費の5分の3以内(上限1500万円)
- ② 一般コミュニティ助成事業  
コミュニティ活動に必要な設備などの整備に要する経費(100万円以上250万円以下)

■申請方法  
企画振興課に備え付けの要望書、添付書類を作成して提出

※先着順で随時受け付けています。

■注意事項  
申請待ちの団体が多数あるため、自治総合センターへの正式な申請までは①は30年程度、②は15年程度かかる予定です



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当が変わります



問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

令和5年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の手当額は、物価変動率(プラス2.5%)に基づき、左表のとおりです。

手当の名称		手当額 (月額)	
児童扶養手当	全部支給	44,140円	
	一部支給	10,410円～44,130円	
	加算額 第2子	全部支給	10,420円
		一部支給	5,210円～10,410円
	降加算額 第3子以下	全部支給	6,250円
		一部支給	3,130円～6,240円
特別児童扶養手当	1級	53,700円	
	2級	35,760円	

【児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには、申請が必要です】  
※支給要件など、詳しくは問い合わせください。

■児童扶養手当  
離婚などでひとり親になった家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することを目的に支給される手当です。

■特別児童扶養手当  
精神または身体が、法令で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

## 中山間地域などで農業をしませんか



問 農林水産課 園芸水産林務係 (Tel64-1522)

■事業内容  
農業生産条件が不利な中山間地域などで、集落などを単位に、農地を維持・管理するための協定を締結して農業生産活動などを行う場合、面積に応じて一定額を交付します。

※交付を受ける場合、原則5年間、農業生産活動を維持する必要がある。

■対象地域  
地目ごとに一定以上の勾配のある市内の中山間地域など(農振農用地に限る)。

※詳しくは問い合わせください。  
※新たに令和5年度からの事業実施を希望する場合は、4月28日(金)までに相談ください。

地目	区分	勾配	10割単価	8割単価
田	急傾斜	1/20以上	21,000円	16,800円
	緩傾斜	1/100以上 1/20未満	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	15度以上	11,500円	9,200円
	緩傾斜	8度以上 15度未満	3,500円	2,800円

## 屋外広告物の掲出には許可が必要です

問 都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)

■屋外広告物の例

市内で屋外広告物を掲出する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づく許可が必要です。営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものでも、一定期間継続して屋外で表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。詳しくは都市計画課に問い合わせください。

予防接種	対象者	接種回数など	
B型肝炎	1回目	1回	
	2回目	生後1歳未満 (標準接種年齢=生後2か月～生後9か月)	
	3回目	1回目終了後、27日以上あけて1回 1回目終了後、139日以上あけて1回	
ロタウイルス	ロタリックス	生後6週から生後24週まで(※3) 27日以上の間隔をあけて2回	
	ロタテック	生後6週から生後32週まで(※3) 27日以上の間隔をあけて3回	
ヒブ(インフルエンザ菌b型) 小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	接種を開始した年齢(月齢)によって異なります	
四種混合(※1) (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	1期初回	生後2か月～7歳半未満 (標準接種年齢=生後2か月～1歳)	
	1期追加	生後2か月～7歳半未満	
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	11歳～13歳未満 (標準接種年齢=小学6年生)	
不活化ポリオ(※4)	1期初回	生後2か月～7歳半未満 (標準接種年齢=生後2か月～1歳未満)	
	1期追加	生後2か月～7歳半未満	
BCG	生後1歳未満 (標準接種年齢=生後5か月～生後8か月)	1回	
麻しん風しん混合(MR)	1期	1歳～2歳未満	
	2期	小学校就学前の1年間 (平成29年4月2日生～平成30年4月1日生)	
水痘(水ぼうそう)	2回	1歳～3歳未満 (標準接種年齢=生後12か月～15か月未満)	
日本脳炎 ※平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの人 も19歳までは定期接種の対象です。	1期初回	生後6か月～7歳半未満 (標準接種年齢=3歳)	
	1期追加	生後6か月～7歳半未満 (標準接種年齢=4歳)	
	2期	9歳～13歳未満 (標準接種年齢=小学4年生)	
子宮頸がん予防(HPV) ※平成9年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれ た人も定期接種の対象です。	サーバリックス(2価)	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 (平成19年4月2日生～平成24年4月1日生)	
	ガーダシル(4価)		3回(※6)
	シルガード(9価)(※2)		(※5) 2回目は初回から2か月後、 3回目は初回から6か月後

※1 四種混合および不活化ポリオワクチンの接種開始時期が生後2か月からになりました。  
 ※2 子宮頸がん予防(HPV)にシルガード(9価)が追加されました。  
 ※3 初回は、生後2か月から生後14週6日までの接種が推奨されています。15週以降の初回接種はおすすめしません。  
 ※4 四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)を接種している人は、不活化ポリオの接種は必要ありません。  
 ※5 2回目は初回から1か月後、3回目は初回から6か月後。 ※6 シルガード(9価)は接種回数が増える場合があります。

予防接種実施医療機関 (下記のほか福岡県予防接種広域化に協力する医療機関でも接種できます。)

市内実施医療機関名	電話	B型肝炎	ロタウイルス	ヒブ	小児用肺炎球菌	四種混合		二種混合		不活化ポリオ		BCG	MR	水痘	日本脳炎		子宮頸がん予防	時間帯	
						乳幼児	小学生以上	乳幼児	小学生以上	乳幼児	小学生以上				乳幼児	小学生以上			
田中内科医院	63-8511	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	診療時間内
あさきクリニック	63-3369	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
まぐち胃腸科内科クリニック	63-2223	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1
ほほえみクリニック	62-5050	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2
よしやま内科	62-6118																		診療時間内
山内医院	62-4131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
あだち医院	63-2677	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
入江内科小児科医院	62-3552	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
大鶴脳神経外科	64-4130																		//
植田医院	67-2737	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
江の浦医院	22-5050	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
いまいずみ内科・脳神経内科	22-2255																		//
ヨコクラ病院	22-5811	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎週木曜の診療時間内

※1 月・火・水・金曜の午前8時30分～午後5時、土曜の午前8時30分～11時30分。  
 ※2 一部曜日指定(B型肝炎は火曜、水痘(水ぼうそう)および麻しん風しん混合(MR)は木曜、日本脳炎は金曜)

- 予防接種の際に持っていくもの ▶ 母子健康手帳 ▶ 予診票  
 注意事項 ▶ 必ず病院に事前予約してください ▶ 「予防接種と子どもの健康」を読んで、予防接種の内容をご理解ください  
 ▶ 保護者以外の親族が同伴する場合は、ワクチンごとに委任状が必要です



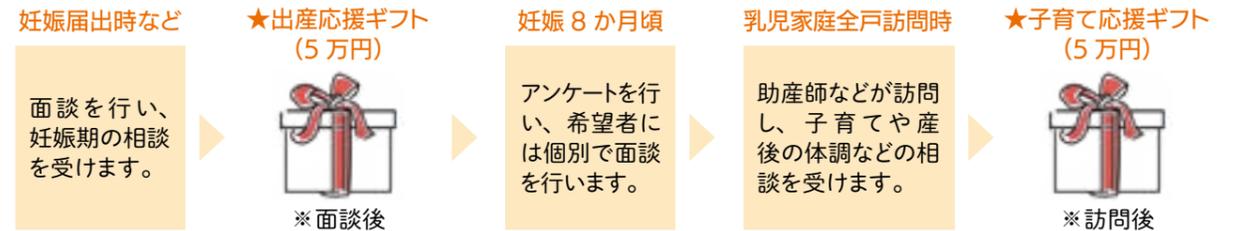
出産・子育てする家庭を支援します



子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel 64-1520)

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりのため、相談支援と経済的支援を一体化した取り組みを行います。

■ 支援の流れ



★ 出産応援ギフト (※)

- 対象者 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦
- 支給額 妊婦1人あたり5万円

(※) 令和4年3月31日以前に妊娠届を提出し、4月1日以降に出産した人も対象です。

★ 子育て応援ギフト

- 対象者 令和4年4月1日以降に生まれた子どもを養育し産後の面談を受けた人
- 支給額 子ども1人あたり5万円

■ 申請方法

妊娠届出や乳児家庭全戸訪問の際に随時案内します  
 ※ 転出・転入をするタイミングにより、申請する市町村が異なります。詳しくは、子ども子育て課にお問い合わせください。  
 ※ 妊娠届を提出する際は、出産応援ギフト申請のため、マイナンバーカードまたは運転免許証などの本人確認ができるもの、妊婦の金融機関口座がわかるものをお持ちください。  
 ※ 令和5年1月31日までに妊娠届出を提出または出産した人は、4月28日(金)までに申請してください。

市税の納め忘れにご注意ください

税務課 (Tel 64-1511)

令和5年度 市税納期限および口座振替日

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
固定資産税		1期		2期				3期		4期		
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納付書納期限		5/31(水)	6/30(金)	7/31(月)	8/31(木)	10/2(月)	10/31(火)	11/30(木)	12/25(月)	1/31(水)	2/29(木)	4/1(月)
口座振替日		5/25(木)	6/26(月)	7/25(火)	8/25(金)	9/25(月)	10/25(水)	11/27(月)	12/20(水)	1/25(木)	2/20(火)	3/25(月)

※ 市県民税、国民健康保険税の年金特別徴収は偶数月です(年金支払者から直接市へ納付されます)。  
 ※ 納付書は、年度分の全てを1期目に送付します(国民健康保険税を除く)。  
 ※ PayPayでの納付もできますが、領収証書が出ませんので、必要な人は金融機関などで納付してください。